

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

令和2年7月豪雨の影響により、次の要件を満たす方は、**国民健康保険税が減免**となります。

## 【保険税の減免の対象となる方】

- ① 令和2年7月豪雨による被害で、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯  
⇒ **保険税を全額免除**
- ② 令和2年7月豪雨による被害で、世帯主が行方不明となった世帯  
⇒ **保険税を全額免除**
- ③ 令和2年7月豪雨による被害の影響により、世帯主の収入減少(※)が見込まれる世帯  
⇒ **保険税の一部を減免**

### ※保険税が一部減免される具体的な要件

世帯主について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入の種類ごとの収入のいずれかが、前年に比べて年間で10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類（帳簿、給与明細等）が必要となります。

○ 保険税の減免額は、**減免対象保険税額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額**です。

減免対象の保険料(税)額 (A×B/C)	世帯主の合計所得金額に応じた減免割合 (D)
A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額	300万円以下の場合 : 全部(10分の10) 400万円以下の場合 : 10分の8
B:世帯主の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	550万円以下の場合 : 10分の6 750万円以下の場合 : 10分の4
C:世帯主及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	1,000万円以下の場合 : 10分の2

※世帯主の事業等の廃止や失業（雇用保険給付の対象になる場合を除く）の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

- ④ 令和2年7月豪雨により、居住する住居に損害を受けた世帯  
⇒ **世帯全員の保険税額に以下の損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免**

損害程度	軽減または免除の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊・床上浸水	2分の1

- ⑤ 令和2年7月豪雨による被害で、世帯主以外の被保険者が行方不明となった世帯  
⇒ **行方不明者分の保険税額を減免**

【減免の対象となる税】 **令和2年7月4日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている税**

・減免申請やご相談に来庁される際は、状況確認や書類確認等に時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

あさぎり町役場税務課（本庁舎1階） 電話：0966-45-7212